

平成30年10月10日
土地・建設産業局不動産課

平成29年度宅地建物取引業法の施行状況調査結果

宅地建物取引業法に基づく国土交通省（各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）及び各都道府県における免許、監督処分の実施状況についてとりまとめました。

1. 宅地建物取引業者の状況

平成30年3月末（平成29年度末）現在の宅地建物取引業者数は、大臣免許が2,505業者、知事免許が121,277業者で、全体では123,782業者となっている。

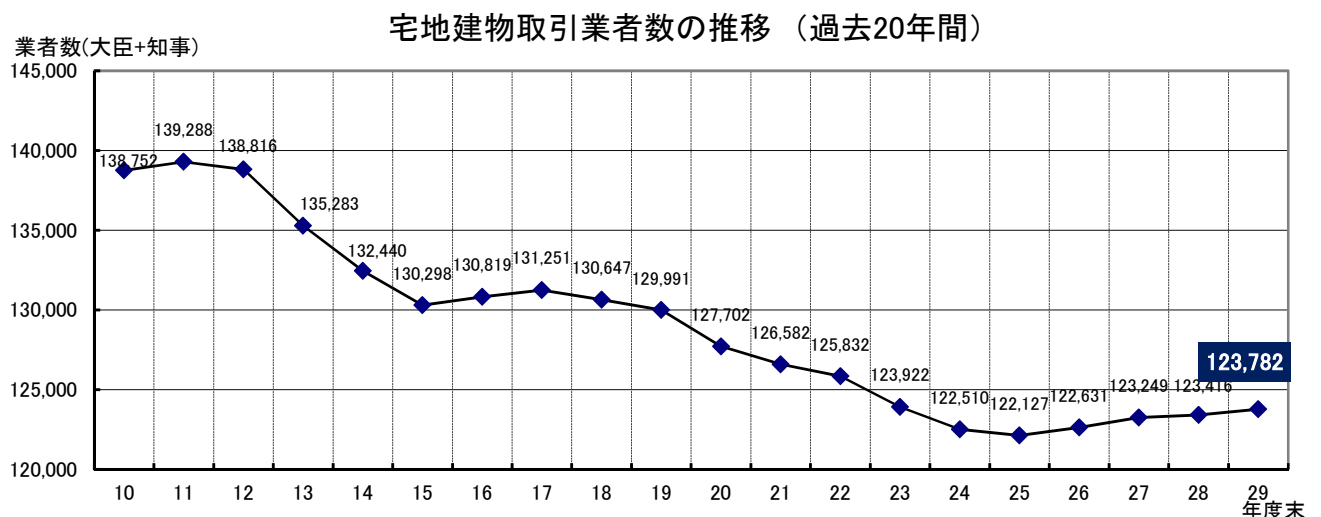
対前年度比では、大臣免許が74業者（3.0%）、知事免許が292業者（0.2%）それぞれ増加となっている。全体では366業者（0.3%）増加し、4年連続の増加となった。【表-1、図-1】

【表-1】 宅地建物取引業者数の推移（過去10年間）

区分 年度	大臣免許			知事免許			合計		
	法人	個人	計	法人	個人	計	法人	個人	計
20年度	2,256	2	2,258	102,885	22,559	125,444	105,141	22,561	127,702
21年度	2,151	2	2,153	102,466	21,963	124,429	104,617	21,965	126,582
22年度	2,123	1	2,124	102,482	21,226	123,708	104,605	21,227	125,832
23年度	2,130	2	2,132	101,611	20,179	121,790	103,741	20,181	123,922
24年度	2,136	1	2,137	101,027	19,346	120,373	103,163	19,347	122,510
25年度	2,197	1	2,198	101,218	18,711	119,929	103,415	18,712	122,127
26年度	2,270	1	2,271	102,200	18,160	120,360	104,470	18,161	122,631
27年度	2,356	1	2,357	103,273	17,619	120,892	105,629	17,620	123,249
28年度	2,430	1	2,431	104,064	16,921	120,985	106,494	16,922	123,416
29年度	2,503	2	2,505	105,015	16,262	121,277	107,518	16,264	123,782

※各年度末時点における業者数として集計

【図-1】



2. 監督処分等の実施状況

平成29年度において、宅地建物取引業法の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行った宅地建物取引業者に対する監督処分の件数は、以下のとおりである。【表-2、図-2】

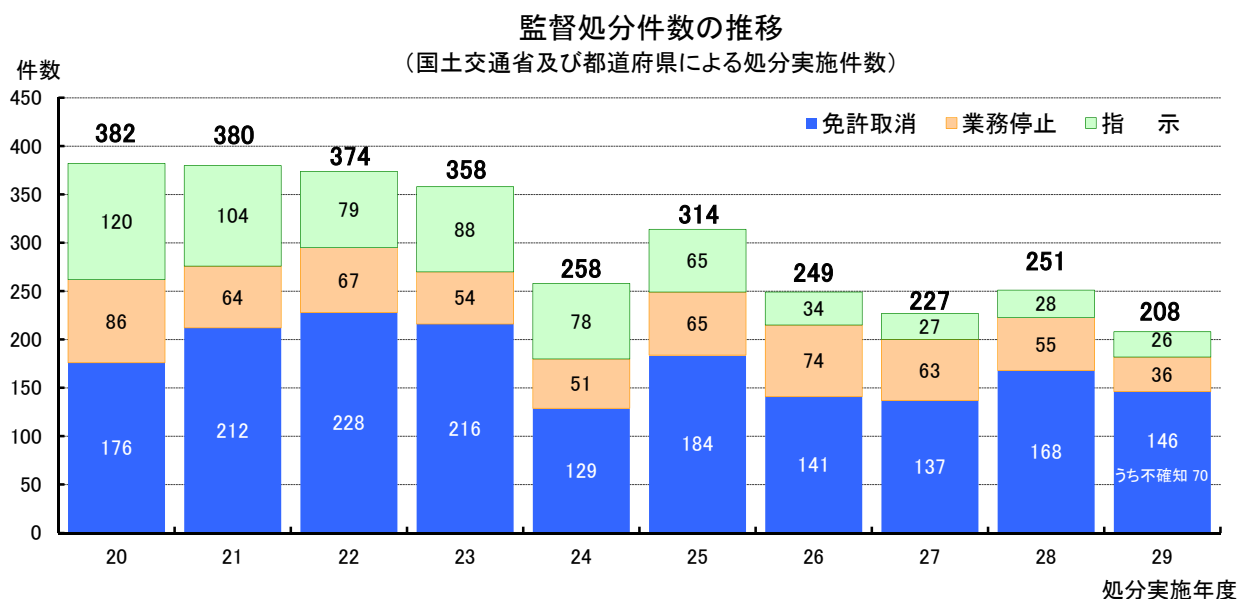
- (1) 免許取消処分 146件 (-22件、13.1%減)
- (2) 業務停止処分 36件 (-19件、34.5%減)
- (3) 指示処分 26件 (-2件、7.1%減)
- (4) 合計 208件 (-43件、17.1%減)

【表-2】 監督処分件数等の推移 (過去10年間/大臣+知事)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
免許取消	176	212	228	216	129	184	141	137	168	146
業務停止	86	64	67	54	51	65	74	63	55	36
指 示	120	104	79	88	78	65	34	27	28	26
計	382	380	374	358	258	314	249	227	251	208
勧告等	576	536	594	793	848	840	634	574	697	603

※) 勧告等…宅建業法第71条の規定に基づく指導等のうち、文書により行った勧告及び指導の件数

【図-2】



<問い合わせ先>

土地・建設産業局不動産課不動産指導室
 TEL : 03-5253-8111 (代表)
 FAX : 03-5253-1557
 不動産監視官 仲嶋 (内線: 25-123)
 適正取引係 井田、横野 (内線: 25-124、25-125)